

付 錄

平成 20 年 2 月 1 日現在

総合情報基盤センター運営委員会委員名簿

氏 名	所 属	職 名	備 考
木原 寛	総合情報基盤センター	教 授	センター長, 委員長
古川 勝	五福キャンパス運営専門部会	教 授	部会長
福田 正治	杉谷キャンパス運営専門部会	教 授	部会長
近藤 潔	高岡キャンパス運営専門部会	教 授	部会長
草薙 太郎	人文学部	教 授	
森田 信一	人間発達科学部	教 授	
高山 龍太郎	経済学部	准教授	
栗本 猛	理工学研究部(理学)	教 授	
成瀬 優知	医学薬学研究部(医学)	教 授	
赤尾 光昭	医学薬学研究部(薬学)	教 授	
平澤 良男	理工学研究部(工学)	准教授	
藤田 徹也	芸術文化学部	准教授	
櫻井 宏明	和漢医薬学総合研究所	准教授	
中川 肇	附属病院	准教授	
山田 幸彦	附属図書館	事務部長	
舟見 登	事務局	総務部長	
高井 正三	総合情報基盤センター	教 授	
布村 紀男	総合情報基盤センター	准教授	
上木 佐季子	総合情報基盤センター	講 師	

平成 20 年 2 月 1 日現在

総合情報基盤センター五福キャンパス運営専門部会委員名簿

氏 名	所 属	職 名	備 考
海老原 直邦	人文学部	教 授	
草薙 太郎	人文学部	教 授	
高橋 純	人間発達科学部	准教授	
大森 克史	人間発達科学部	教 授	
古川 勝	経済学部	教 授	部会長
柳原 佐智子	経済学部	助 教	
栗本 猛	理工学研究部(理学)	教 授	
小林 久壽雄	理工学研究部(理学)	教 授	
平澤 良男	理工学研究部(工学)	准教授	
宮部 寛志	理工学研究部(工学)	教 授	
木原 寛	総合情報基盤センター	教 授	センター長, 業務主任
高井 正三	総合情報基盤センター	教 授	副部会長
布村 紀男	総合情報基盤センター	准教授	
太田 則春	学術情報管理課	課 長	

平成 20 年 2 月 1 日現在

総合情報基盤センター杉谷キャンパス運営専門部会委員名簿

氏名	所属	職名	備考
渡辺 行雄	医学薬学研究部 (医学)	教授	
成瀬 優知	医学薬学研究部 (医学)	教授	
福田 正治	医学薬学研究部 (医学)	教授	部会長
赤尾 光昭	医学薬学研究部 (薬学)	教授	
森井 孫俊	医学薬学研究部 (薬学)	准教授	
山口 直洋	医学薬学研究部 (薬学)	教授	
櫻井 宏明	和漢医薬学総合研究所	准教授	
東田 道久	和漢医薬学総合研究所	准教授	
安村 敏	附属病院	講師	
中川 肇	附属病院	准教授	
笹野 一洋	総合情報基盤センター	教授	業務主任, 副部会長
数井 進	学術情報管理課	専門職員	

平成 20 年 2 月 1 日現在

総合情報基盤センター高岡キャンパス運営専門部会委員名簿

氏名	所属	職名	備考
近藤 潔	芸術文化学部	教授	部会長
清水 克朗	芸術文化学部	准教授	
沖 和宏	芸術文化学部	講師	
米川 覚	芸術文化学部	講師	
藤田 徹也	総合情報基盤センター	准教授	業務主任, 副部会長
平山 清一	学術情報管理課	専門職員	

平成 20 年 2 月 1 日現在

総合情報基盤センター職員名簿

氏 名	部 門 等	職 名	備 考
木原 寛	センター長	教 授	
	五福キャンパス業務主任		
笛野 一洋	杉谷キャンパス業務主任	教 授	
藤田 徹也	高岡キャンパス業務主任	准教授	
布村 紀男	情報通信技術研究開発部門	准教授	
奥村 弘	"	講 師	
木原 寛	情報メディア教育研究開発部門	教 授	
沖野 浩二	"	助 教	
高井 正三	学術情報サービス研究開発部門	教 授	
上木 佐季子	"	講 師	
豊本 勉	業務部門	技術専門職員	
畠 篤	"	技術専門職員	
山田 純一	"	技術職員	
藤田 由佳	"	事務補佐員	
内田 並子	"	技術補佐員	
遠山 和大	"	技術補佐員	
牧野 久美	"	技術補佐員	
釣 大輔	"	技術補佐員	理工学教育部 (修士課程)
福本 純久	"	技術補佐員	理工学教育部 (修士課程)
柳生 慶	"	技術補佐員	理工学教育部 (修士課程)
川形 遼太	"	技術補佐員	理工学教育部 (修士課程)
栗田 裕士	"	技術補佐員	理工学教育部 (修士課程)
横川 健	"	技術補佐員	理工学教育部 (修士課程)

富山大学総合情報基盤センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第12条

第2項の規定に基づき、富山大学総合情報基盤センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、富山大学（以下「本学」という。）における情報通信、情報処理及び情報共有のためのシステム（以下「情報システム」という。）を円滑かつ効率的に運用管理し、教育研究及びその他の諸活動を支援するとともに、地域社会の発展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報システムの運用管理に関する事項。
- (2) 学内外の情報通信に関する事項。
- (3) 情報システム資源及び情報共有に関する事項。
- (4) 教育研究等の支援及び関連する研究開発に関する事項。
- (5) その他センターの目的達成に必要な業務に関する事項。

(部門)

第4条 センターに、研究開発部門及び業務部門を置く。

2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(分室)

第5条 センターに、次の各号に掲げる分室を置く。

- (1) 杉谷分室（杉谷（医薬系）キャンパス）
 - (2) 高岡分室（高岡（芸術文化系）キャンパス）
- (職員)

第6条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 専任の教員
 - (3) 業務主任
 - (4) その他必要な職員
- (センター長)

第7条 センター長は、センターの業務を総括する。

2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
3 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(専任の教員)

第8条 専任の教員は、センターの目的を達成するための専門的業務を行う。

2 専任の教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(業務主任)

第9条 業務主任は、センターの目的を達成するためのキャンパスの業務を行う。

2 業務主任の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 業務主任が欠員となった場合、後任の業務主任の任期は、前任者の残任期間とする。

4 業務主任は、当該キャンパスの学部、研究部、附置研究所、附属病院、学内共同教育研究施設、保健管理センター、学部附属教育研究施設及び附置研究所附属研究施設に所属する教員のうちから、第11条に定めるキャンパス運営専門部会の推薦を受けセンター長が推薦し、学長が任命する。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの管理運営に関する重要な事項を審議するため、富山大学総合情報基盤センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(キャンパス運営専門部会)

第11条 センターに、各キャンパスにおけるセンターの管理運営に関する重要な事項を審議するため、富山大学総合情報基盤センターキャンパス運営専門部会（以下「キャンパス運営専門部会」という。）を置く。

2 キャンパス運営専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(センターの利用)

第12条 センターの利用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成18年11月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 この規則の適用日の前日において業務主任であつた者については、この規則により任命されたものみなす。ただし、任期については、第9条第2項の規定に関わらず、この規則適用前の業務主任としての任期の残任期間と同一の期間とする。

富山大学総合情報基盤センター利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、富山大学総合情報基盤センター規則 (報告等)

第12条の規定に基づき、富山大学総合情報基盤センター第7条 センター長は、必要に応じて、利用者に対し、情報 (以下「センター」という。) が運用管理する情報通信システムの利用状況について報告を求めることができる。信、情報処理及び情報共有のためのシステム (以下「情報システム」という。) の利用に関し、必要な事項を定める。利用者は、第2条に定める利用目的以外のためにも、情報システムを使用してはならない。

(利用の目的)

第2条 情報システムは、富山大学 (以下「本学」という。) ではならない。

における次に掲げる目的のために利用することができる。(利用承認の取消等)

- (1) 研究
- (2) 教育
- (3) 業務
- (4) その他総合情報基盤センター長 (以下「センター長」という。) が適当と認めたこと

(利用者の資格)

第3条 情報システムを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学部及び大学院の学生
- (3) 前号に定めたものの他本学の学生で指導教員等の承認を得た者
- (4) 本学の職員と共同して教育研究を行う者
- (5) その他センター長が適当と認めた者

(利用の申請)

第4条 情報システムを利用しようとする者 (以下「申請者」という。) は、センター長が別に定める利用申請書をセンター長に提出し、承認を得なければならない。

(利用の承認)

第5条 センター長は、前条の申請に基づき情報システムの利用を承認したときは、申請者に承認書を交付するものとする。

2 利用承認の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 職員にあっては、その身分を有する期間
- (2) 学生にあっては、その在学期間
- (3) その他の者にあっては、センター長が認めた期間

(変更等の申請及び承認)

第6条 前条の承認を受けた者 (以下「利用者」という。) は、承認を受けた事項の変更または利用の取り止めをしようとするときは、あらかじめセンター長に申請しなければならない。

ただし、利用者が学生の場合は、教務課からの学籍等の事項に関わる変更等の通知をもって申請したものとみなす。

2 センター長は、前項の申請について適当と認めた場合には、これを承認するものとする。

第9条 利用者がこの細則に違反したとき又はセンターの運営に重大な支障を及ぼしたときは、センター長は、その者の利用の承認を取り消し又は一定期間利用を停止することができる。

2 利用者が情報システムを構成する機器等を故意又は重大な過失により亡失し、又は損傷したときは、弁償の責任を負わなければならない。

(経費の負担)

第10条 利用者は、情報システムの利用に際し、経費 (以下「利用負担金」という。) を負担しなければならない。

2 利用負担金に関する事項は、別に定める。
3 第1項の規定にかかわらず、センター長が、特に必要と認めたときは、利用負担金の一部又は全部を免除することができる。

(雑則)

第11条 この細則に定めるものほか、情報システムの利用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経てセンター長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成18年11月27日から施行する。
- 2 この細則施行前に、旧富山大学総合情報基盤センター利用細則及び旧富山医科大学学内LAN利用及び端末接続要項に基づき利用承認を受けた者は、この細則に基づき利用承認があったものとみなす。
- 3 この細則施行前に、高岡キャンパス運営専門部会長の利用承認を受けた者は、この細則に基づき利用承認があったものとみなす。

富山大学情報ネットワーク・システム利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、富山大学総合情報基盤センター規則第12条の規定に基づき、富山大学総合情報基盤センター（以下「センター」という。）が運用管理する富山大学情報ネットワーク・システム（以下「ネットワーク・システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、「部局」とは、学部、大学院、研究部、和漢医薬学総合研究所、附属病院、附属図書館、学内共同教育研究施設、保健管理センター、附属学校、人間発達科学部附属人間発達科学研究実践総合センター、和漢医薬学総合研究所附属民族薬物研究センター、事務局をいう。

2 この細則において、「サブネット」とは、ネットワーク・システムを分割して、学部や学科単位に管理権を委譲した、ネットワーク管理サーバを有する小規模ネットワーク・システムをいう。

(運用と管理)

第3条 ネットワーク・システムの運用及び管理は、センターが行う。

(利用の目的)

第4条 ネットワーク・システムは、富山大学（以下「本学」という。）における次に掲げる目的のために利用することができる。

- (1) 研究
- (2) 教育
- (3) 業務
- (4) その他センター長が適当と認めたこと

(利用者の資格)

第5条 ネットワーク・システムを利用できる者は（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学部及び大学院学生
- (3) 前号に定めたものの他本学の学生で指導教員等の承認を得た者

- (4) 本学の職員と共同して教育研究を行う者
- (5) その他センター長が適当と認めた者

(利用者の義務)

第6条 利用者は、ネットワーク・システムの運用に支障を及ぼすような利用をしてはならない。

2 利用者は、他の利用者の通信の秘密を侵してはならない。

(利用者の責任)

第7条 利用者は、故意又は重大な過失によりセンターが管理するネットワーク機器を亡失又は損傷したときは、弁償の責任を負わなければならない。

2 利用者は、ネットワーク・システムを利用したことにより外部ネットワークに重大な支障を及ぼしたときは、損害賠償の責を負うものとする。

(接続申請)

第8条 ネットワーク・システムに機器を接続しようとする者は、センター長が別に定める接続申請書をセンター長に提出し、承認を得なければならない。

2 接続申請をすることができる者は、本学の職員とする。

(接続の承認及び変更)

第9条 センター長は、前条の申請に基づき、ネットワーク・システムへの機器の接続を承認したときは、機器の接続に必要な情報を決定し、承認書を申請者に交付するものとする。

2 前項の承認を受けた者（以下「接続機器使用者」という。）は、承認を受けた事項の変更又は取り止めをしようとするときは、あらかじめセンター長に申請しなければならない。

3 センター長は、前項の申請について適當と認めた場合には、これを承認するものとする。

(接続機器使用者の義務)

第10条 接続機器使用者は、承認を得た以外の設定を行ってはならない。

2 接続機器使用者は、ネットワークに接続した機器に対してセキュリティ対策を講じなければならない。

(サブネットの申請)

第11条 サブネットの運用を行おうとする者（以下「サブネット使用申請者」という。）は、センター長が別に定めるサブネット使用許可申請書をセンター長に提出し、承認を得なければならない。

2 サブネット使用申請をすることができる者は学科長相当以上の者とする。

(サブネットの使用許可承認)

第12条 センター長は、サブネット使用申請を行った者が属する部局を管轄するキャンパス運営専門部会部会長と協議の上、前条の申請を承認したときは、承認書をサブネット使用申請者に交付するものとする。

(サブネットの運用管理)

第 13 条 サブネットの承認を行った場合は、サブネットの運用管理はセンターからサブネット承認を受けた者へ委譲するものとする。

(サブネットの管理義務)

第 14 条 サブネットには、当該サブネットの運用管理を行うため、ネットワーク知識を有する職員をサブネット管理者として置かなければならない。

2 サブネット管理者は、管理するサブネットの運用管理に関し、本細則に準じたサブネット運用規程等を定め、サブネットの適正な運用管理を行わなければならぬ。

3 サブネット管理者は、毎年サブネットの利用状況をセンター長に報告しなければならない。

(サブネット運用管理変更等の申請及び承認)

第 15 条 第 12 条の承認を受けた者（以下「サブネット使用者」という。）は、承認を受けた事項の変更又は廃止をしようとするときは、あらかじめセンター長に申請し、承認を得なければならない。

2 センター長は、前項の申請についてサブネット使用者が属する部局を管轄するキャンパス専門部会部会長と申請のあったサブネット運用管理変更等について協議を行うものとする。

(責任分界点)

第 16 条 ネットワーク管理におけるセンターと接続機器使用者の責任分界点は、原則として情報コンセントとする。

2 ネットワーク管理におけるセンターとサブネット使用者の責任分界点は、原則として各建物に集約するセンターが管理する接続機器の接続出口とする。

(報告等)

第 17 条 センター長は、必要に応じて接続機器使用者に対し、ネットワーク・システムへの接続の状況や障害等について報告を求めることができる。

2 ネットワーク・システムの障害原因が、接続機器使用者及びサブネット使用者（以下「使用者等」という。）である可能性が認められれば、センター長は使用者等に対し接続状況の報告を求めることができる。

(接続承認の取消等)

第 18 条 使用者等が、この規則に違反したとき又は、ネットワーク・システムあるいは学外ネットワークの運用に重大な支障をおよぼしたときは、センター長は、その者のネットワーク・システムへの接続又は、サブネット運用の承認の取り消し、若しくは一定期間の利用停止を行うことができる。

(経費の負担)

第 19 条 使用者等は、ネットワーク・システムの利用に際し、経費（以下「利用負担金」という。）を負担しなければならない。

2 利用負担金に関する事項は、別に定める。

3 第 1 項の規定にかかわらず、センター長は、特に必要と認めたときは、利用負担金の一部又は全部を免除することができる。

(雑則)

第 20 条 この細則に定めるもののほか、ネットワーク・システムの利用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経てセンター長が別に定める。

附則

1 この細則は、平成 18 年 11 月 27 日から施行する。

2 この細則施行前に、旧富山大学総合情報基盤センター利用細則及び旧富山医科大学学内 LAN 利用及び端末接続要項に基づき利用承認を受けた者は、この細則に基づき利用承認があったものとみなす。

3 この細則施行前に、高岡キャンパス運営専門部会長の利用承認を受けた者は、この細則に基づき利用承認があったものとみなす。

富山大学総合情報基盤センターが運用管理する 教育用端末装置を設置する端末室利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、富山大学総合情報基盤センター規則第12条の規定に基づき、富山大学総合情報基盤センター（以下「センター」という。）が運用管理する教育用端末装置を有する端末室並びに、これら端末室の情報通信、情報処理及び情報共有のシステム（以下「情報システム」という。）の有効利用を図るため、必要な事項を定める。

(端末室の定義)

第2条 この要項において、端末室とは、次に掲げる端末室をいう。

五福キャンパス

- (1) 人文学部教育用端末室
- (2) 人間発達科学部教育用端末室
- (3) 経済学部教育用端末室
- (4) 理学部教育用端末室
- (5) 工学部教育用端末室
- (6) 中央図書館マルチメディア研修室
- (7) 教養教育教育用端末室
- (8) 総合情報基盤センター第1端末室
- (9) 総合情報基盤センター第2端末室
- (10) 総合情報基盤センター第3端末室
- (11) 総合情報基盤センター第4端末室

杉谷キャンパス

- (1) 情報処理実習室（大）
- (2) 情報処理実習室（中）
- (3) 情報処理実習室（小）

高岡キャンパス

- (1) メディアルーム
- (2) CGルーム
- (3) 自習教材作成室

(管理者)

第3条 端末室の教育用端末システムを運用管理するため、管理者を置き、当該キャンパスの業務主任をもって充てる。

2 管理者に事故があるときは、当該キャンパス運営専門部会部会長がその業務を行う。

(端末室連絡責任者)

第4条 教育用端末システムの円滑な利用を図るために、端末室連絡責任者を置くことができる。

2 端末室連絡責任者は、端末を設置する部局から選出された職員をもって充てる。

(利用者の資格)

第5条 端末室を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 端末室を利用して授業を行う富山大学（以下「本学」という。）の教員
- (2) 本学の学部及び大学院の学生
- (3) 前号に定めたものの他本学の学生で指導教員等の承認を得た者
- (4) 本学の職員と共同して教育研究を行う者
- (5) その他管理者が適当と認めた者

(利用の範囲)

第6条 端末室は、本学における次の各号に掲げる目的のために利用することができる。また、次の各号の順に優先的に利用するものとする。

- (1) 授業・実習

五福キャンパス

イ. 富山大学五福キャンパスにおける教養科目及び共通基礎科目履修規則で定める授業科目「情報処理」の授業における利用

ロ. 富山大学五福キャンパスにおける教養科目及び共通基礎科目履修規則、各学部規則及び各研究科規則で定める授業科目の授業における利用

杉谷キャンパス

イ. 旧・形態学系実習室で行われていた実習における利用（情報処理実習室（大）のみ）

ロ. 情報処理の実習のための利用

ハ. その他情報処理実習室を使用する実習における利用

高岡キャンパス

イ. あらかじめ高岡キャンパス教務委員会等が認めた利用

（2）センターが開催する講習会等における利用

（3）各部局が開催する講習会等における利用

（4）その他前各号の利用に支障がない範囲で、管理者が適当と認めた教育、研究、事務及び大学運営上必要な業務における利用

- (5) 自習

(利用の申請)

第7条 前条（第5号を除く）の目的のために占有して端末室を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、センター長が別に定める利用申請書を管理者に提

出し、承認を受けなければならない。

2 前条第5号の目的で端末室を利用する場合は、第5条第2号および第3号の者については、利用承認を受けた者とみなす。 (利用の承認)

第8条 管理者は、前条の申請に基づき端末室の利用を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
(変更の申請)

第9条 前条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた事項を変更又は取り止めをしようとするときは、その旨を管理者に申請し、その承認を得なければならない。

(利用承認の取消)

第10条 利用者がこの要項に違反したとき又はその利用がセンターの運営に重大な支障を及ぼすと判断されるときは、管理者はその者の利用の承認を取り消し、又は一定期間の利用を停止することができる。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 端末室を承認された目的以外で占有しないこと。
- (2) 端末室の運用に支障を及ぼすような利用を行わないこと。
- (3) その他管理者及び教育用端末システムを有する部局の部局長が定める端末室の利用に関すること。

(利用の報告)

第12条 管理者は、必要に応じて利用者に対し、情報システムの利用状況について報告を求めることができる。
(利用時間帯)

第13条 各端末室の利用時間帯は、管理者または当該部局長が決定し、利用者に周知する。

(利用の制限)

第14条 管理者は、必要に応じて情報システムの利用を制限することができる。

2 管理者は、教育用端末システムの利用を制限しようとするときは、あらかじめ利用者に対して掲示等の方法で周知しなければならない。ただし、機器等の故障その他止むを得ない理由により制限する必要がある場合には、この限りでない。

(弁済責任)

第15条 利用者は、端末室および情報システムを故意又は重大な過失により亡失し、又は損傷したときは、弁償の責任を負わなければならない。

(円滑な利用)

第16条 管理者は、利用者が端末室および情報システムを円滑に利用できるように、適切な管理をしなければならない。

2 端末室で問題が生じた場合には、管理者は、必要に応じ当該端末室連絡責任者及び当該部局長と協議し、解決を図るものとする。

3 教育用端末システムの整備に関する業務を行うため、テクニカル・アシスタントを置くことができる。
(経費の負担)

第17条 教育用端末を設置する部局は、端末室の運用に際し、経費（以下「利用負担金」という。）を負担しなければならない。

2 利用負担金に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第18条 この要項に定めるもののほか、端末室および教育用端末システムの利用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経てセンター長が別に定める。

附則

- 1 この要項は、平成18年11月27日から実施する。
- 2 この要項施行前に、旧富山大学総合情報基盤センター運用管理端末装置を有する各部局サテライト端末室及び情報システム利用内規及び旧富山医科薬科大学・情報実習室利用要項に基づき、利用承認を受けた者は、この要項に基づき利用承認があったものとみなす。
- 3 この細則施行前に、高岡キャンパス運営専門部会長の利用承認を受けた者は、この細則に基づき利用承認があったものとみなす。